

コロナ禍でもビジネスチャンスをつかもうとチャレンジする皆様へ

## 「足利市グループ活動応援事業」のご案内

新商品の共同開発や販促キャンペーン、リーフレットの作成など市内事業者がグループを組んで新たなことにチャレンジし、市内の経済活性化を図る事業を支援します！

### 申請期間

令和3年10月20日（水）～

※申請金額が予算の上限に達し次第終了します。

※令和4年2月28日（月）までに事業完了となることが条件です。

### 補助金額

補助限度額100万円（補助率100%）

### 注意事項

★申請は事業実施前になります。申請前に相談を行う必要がありますので、事前に電話で予約をとっていただくようお願い致します。

【受付先】 足利市 産業観光部 商業振興課

〒326-8601 足利市本城三丁目2145

TEL：0284-20-2159

★この補助金は書類選考があります。選考が通らない場合、補助金は交付されません。「毎年行っているイベントに感染症対策を施す」等は対象事業とはなりません。

★国や県、その他市の制度による補助を受ける場合は対象外です。

★大前提として、当該事業を実施する際は、基本的な感染症予防対策を講じてください。

★その他にも注意事項がありますので、裏面のQRコード市公式ホームページよりご確認ください。



足利市 産業観光部 商業振興課

〒326-8601 足利市本城三丁目2145

☎0284-20-2159

（8:30～17:15／土日祝を除く）

## 補助対象者

### 中小企業団体等

中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の中小企業団体、商店街振興組合法第2条第1項に該当する組合、および認定商業団体。ただし、団体を構成する者が3者以上で、かつ3分の2以上が市内に店舗または事業所を有する中小企業者であること。

### 事業者グループ

市内に店舗または事業所を有する中小企業者が3者以上集まった任意のグループ

### **※ただし、団体・グループを構成する事業者が（１）・（２）すべてに該当する中小企業者であること**

（１）中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者であること。

ただし、まちづくりの推進や経済活動の活性化を図る活動を行うNPO法人は上記に含むものとする。

（２）令和2年1月31日までに納期限が到来した市税に滞納がないこと

ただし、下記の（１）～（５）のいずれかに該当する者は交付対象としない。

（１）足利市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第6条に規定する暴力団密接関係者

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者。（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを除く）

（３）政治団体、宗教上の組織もしくは団体

（４）営業に関して必要な許認可等未取得していない者

（５）当補助金を交付するにあたり、当市が社会的な信頼及び公平性を損なうおそれがある者

## ▼本補助金ホームページのご案内

補助対象項目や注意事項など本補助金につきましては、市公式ホームページ内でご案内を行っています。

詳細はこちらでご確認ください。

URL：<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/groupkatsudou.html>

本補助金HP

